

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市永山一条四丁目五九番地、最後の住所北海道旭川市神楽六条四丁目一番一八号 被相続人 亡 三浦 昌宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十六日

北海道旭川市神楽六条四丁目一五第一レジデンス太陽の郷二階がくろ法律事務所 相続財産清算人 弁護士 中村 優文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道雨竜郡沼田町本通四丁目三九番地、最後の住所北海道雨竜郡沼田町旭町三丁目五番二五号旭寿園 被相続人 亡 磯 満

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十六日

北海道雨竜郡雨竜町字満寿三〇番地二七 相続財産清算人 司法書士 木村 幸一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市川尻町一丁目一〇七番地、最後の住所茨城県日立市川尻町一丁目一九番一〇号 被相続人 亡 松下 仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十六日

茨城県日立市助川町一一三一 一五A pple Court C 〇二 佐久間 聡 相続財産清算人 弁護士 佐久間友則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市牧の原七番地二、最後の住所埼玉県草加市谷塚一丁目二六番一四一〇二四号 被相続人 亡 加藤 昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十六日

事務所埼玉県越谷市赤山本町四番一号ヨネビルディング七階横家豪法律事務所 相続財産清算人 弁護士 横家 豪

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県一関市大東町猿沢字菅ノ沢一〇一番地、最後の住所埼玉県鴻巣市赤見台二丁目二番二二四〇五号駅前プラザ 被相続人 亡 吉田 恒二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十六日

埼玉県さいたま市浦和区常盤六一二一 弁護士法人龍馬けやき野事務所 相続財産清算人 弁護士 柳澤 有里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県袖ヶ浦市のぞみ野七八番地二一、最後の住所千葉県袖ヶ浦市のぞみ野七八番地二一 被相続人 亡 笹淵 一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十六日

事務所千葉県本更津市新田二丁目六番一号 弁護士 高橋 信正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県成田市加良部二丁目一番地、最後の住所千葉県富里市七栄六五四番地六五六コーポ鈴木一〇二二号室 被相続人 亡 小林 博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十六日

事務所千葉県中央区長洲一丁目三番三号 IZUMI 〇三ビル一〇二 本千葉みらい法律事務所 相続財産清算人 弁護士 中村 恒平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県東牟婁郡串本町田並一〇二九番地、最後の住所東京都新宿区西落合二丁目三番一六号グランドイー西落合三〇一 被相続人 亡 加治 邦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月二十日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十六日

東京都中央区銀座二丁目五番七号GM 2ビル六階 寺本法律会計事務所 相続財産清算人 弁護士 寺本 吉男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県下都賀郡壬生町緑町三丁目六五五番地二〇六、最後の住所横浜市神奈川区片倉二丁目三九番三第一ふれあい荘 被相続人 亡 堀内 眞弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十六日

横浜市中区本町一五二二口ワレール横浜 本町三〇二 相続財産清算人 弁護士 井上 浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県珠洲市宝立町南黒丸五字八三番地三、最後の住所石川県金沢市増泉五丁目三番二二二号 被相続人 亡 川元 文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十六日

事務所石川県金沢市曉町一番四二二号 相続財産清算人 弁護士 竹内 克昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市大字鶴賀四四五番地、最後の住所長野市檀田二丁目二五番一二二号 被相続人 亡 市川 大治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十六日

長野県長野市大字南長野南町一〇〇一番地三〇ワール丸ビル三〇三三りんご法律事務所 相続財産清算人 弁護士 秋山 英範

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県下田市二丁目三八番地、最後の住所静岡県下田市二丁目六番二六号 被相続人 亡 庄田悦太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十六日

静岡県下田市東本郷一丁目一番一〇号パールビル三階A号室 相続財産清算人 弁護士 松田 明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県島田市伊久美三六一七番地、最後の住所静岡県島田市伊久美三六一七番地 被相続人 亡 浅羽 純良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十六日

静岡県島田市東光寺五二八番地 相続財産清算人 司法書士 櫻井 健一

決算公告				令和8年6月16日	
東京都墨田区横綱一丁目6番1号				株式会社第一ホテル両国	
代表取締役 吉田 幸夫				貸借対照表の要旨(平成14年3月31日現在)	
科 目		金 額(千円)			
資 産 部	流動資産	304,227		純資産及び負債部	
	固定資産	853,490			
	流動負債	113,043			
	固定負債	1,270,760			
合 計		287,628		合 計	
負債部	流動負債	899,979		純資産及び負債部	
	固定負債	83,153			
	流動資産	135,000			
	固定資産	△51,847			
合 計		△51,847		合 計	
合 計		(81,478)		合 計	
合 計		1,270,760		合 計	